

## 職員の処分について

本日、次のとおり懲戒処分等を行いましたので、公表いたします。

### 1 同僚教員に対する暴行について

- (1) 職員 博多区 市立小学校 主幹教諭 (40代(当時30代))
- (2) 処分の内容 減給(10分の1) 3月
- (3) 処分事由

当該職員は、平成29年5月28日(日)、運動会の打ち上げで飲酒し、同僚の教諭に対して、胸ぐらをつかんだり、左頬を右の平手で叩く暴行などを加えた。

なお、当該職員は、令和元年7月に起訴され、罰金10万円の略式命令を受けた。

- (4) 管理監督者への処分

部下職員に対する指導監督及び事後対応が不十分であったとして、事案発生当時の所属校の学校長に対し、「口頭訓戒」の措置を行った。

### 2 体罰について

- (1) 職員 市立高等学校 教諭 (20代)
- (2) 処分の内容 戒告
- (3) 処分事由

当該職員は、令和2年1月23日(木)講堂で行われていた授業時間中、指示に従おうとしなかった3年生男子生徒の襟首をつかんで講堂の外に出し、同生徒の胸ぐらをつかんで1回後ろに押す行為を行った。なお、同生徒に怪我はない。

- (4) 管理監督者への処分

部下職員に対する指導監督が不十分であったとして、所属校の学校長に対し、「文書訓戒」の措置を行った。

### 3 個人情報の紛失について

(1) 職 員 南区 市立中学校 教諭 (30代)

(2) 処分の内容 戒告

(3) 処分事由

当該職員は、令和2年2月14日（金）、担任する学年生徒全員の氏名や、担当する教科の生徒全員の成績などのデータが保存された公用USBメモリを紛失した。

加えて、当該職員は、同USBメモリの学校外への持ち出しにあたって、管理職の許可を受けていなかった。

(4) 管理監督者への処分

部下職員に対する指導監督が不十分であったとして、所属校の学校長に対し、「厳重注意」の措置を行った。

**【問い合わせ先】**

総務部サービス指導課長 重（しげ）

電話：092-711-4813 内線：3664